

## 仙台市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(令和6年11月25日市長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、全ての市民が自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資するため、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる、又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（性的指向（性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダー・アイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダー・アイデンティティをいう。）が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。）である二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

### (宣誓の対象者)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が互いの意思でパートナーシップを形成していること
- (2) 双方が18歳以上であること
- (3) 少なくとも一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- (4) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及び双方が宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップを形成していないこと
- (5) パートナーシップを形成している者同士が、民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係ないこと。ただし、パートナーシップを形成している者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係にある場合を除く。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「宣誓者」という。）は、市民局市民活躍推進部男女共同参画課の職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓をする日（第3号、第3項及び様式第2号において「宣誓日」という。）前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓者双方が現に市内に住所を有しておらず、一方又は双方が市内への転入を予定している場合にあっては、前号に掲げる書類に加えて、市内への転入の予定が確認できる書類

- (3) 現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した宣誓者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類（有効なものに限る。）のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
  - (2) 旅券（パスポート）
  - (3) 運転免許証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 宣誓者は、宣誓者双方が現に市内に住所を有しておらず、一方又は双方が転入を予定している場合には、宣誓日からおおむね3か月以内に、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入をした日以降に作成されたものに限る。第6条第1項及び第11条第1項第3号において同じ。）を市長に提出するものとする。

#### （通称名の使用）

- 第5条 宣誓者は、宣誓書において通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の書類が提出された場合において、当該宣誓者が日常生活において当該通称名を使用していることが確認されたときは、当該宣誓者に宣誓書において当該通称名を使用させることができる。

#### （受領証等の交付）

- 第6条 市長は、第3条各号のいずれにも該当する者から第4条第1項の規定により宣誓がなされたときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号。以下「受領証カード」という。）（様式以外の部分においてこれらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、当該宣誓がなされた時点において当該宣誓をした者の双方が市内に住所を有しないときは、当該宣誓をした者のうち少なくとも一方が住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出した後に受領証等を交付するものとする。

- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定により市長が受領証等を交付する場合について準用する。
- 3 市長は、当該宣誓をした者が前条の規定により宣誓書において通称名を使用したときは、受領証等に当該通称名及び戸籍に記載されている氏名を併記するものとする。

#### （受領証等の再交付）

- 第7条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、当該受領証等を紛失し、破損し、又は汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号。以下この項及び次項において「再交付申請書」という。）を市長に提出し、受領証等の再交付を申請することができる。この場合において、破損又は汚損により受領証等の再交付

を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による再交付申請書の提出を受けたときは、その内容を確認し、これに基づく受領証等を再交付するものとする。
- 3 前2項の規定により紛失により受領証等の再交付を受けた者が、その紛失した受領証等を発見したときは、これを市長に返納しなければならない。
- 4 第4条第2項の規定は、第2項の規定により市長が受領証等を再交付する場合及び前項の規定により市長が受領証等の返納を受ける場合について準用する。

#### (宣誓事項の変更)

第8条 受領者は、宣誓書に記入した事項に変更があったとき（第10条第1項各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届出書（様式第5号。以下この項及び次項において「変更届出書」という。）を市長に提出し、当該事項の変更を届け出るものとする。この場合において、受領者は、当該変更の内容が確認できる書類及びその受領証等を変更届出書に添付しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更届出書の提出を受けたときは、その内容を確認し、これに基づく受領証等を交付するものとする。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の規定により市長が受領証等を交付する場合について準用する。

#### (受領証等への子の記載等)

第9条 宣誓者又は受領者は、一方又は双方に子（実子又は養子をいう。以下「子」という。）がいる場合において、受領証等に当該子の氏名の記載を希望するときは、当該子の同意（当該子が18歳未満の場合にあっては、当該子及びその親権者の同意）を得た上で、パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子に関する届出書（様式第6号。第3項において「子に関する届出書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 当該子が当該宣誓者又は受領者の子であることを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により受領証等に氏名を記載された子がいる受領者又は受領証等に氏名を記載された15歳以上の子は、当該受領証等から当該子の氏名の削除を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等に係る子の氏名削除申立書（様式第7号。次項において「子の氏名削除申立書」という。）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による子に関する届出書の提出又は前項の規定による子の氏名削除申立書の提出を受けたときは、その内容を確認し、これに基づく受領証等を交付するものとする。
- 4 第4条第2項の規定は、前項の規定により市長が受領証等を交付する場合について準用する。

#### (受領証等の返還)

第10条 受領者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第8号。次項において「返還届出書」という。）に受領証等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
  - (2) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
  - (3) 一方が死亡したとき
  - (4) 次条の規定により、宣誓がその効力を失うものとされたとき
  - (5) その他第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき
- 2 第4条第2項の規定は、前項の規定により市長が返還届出書の提出を受ける場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により返還された受領証等の交付番号（受領証等の交付1件ごとに付与された番号をいう。以下同じ。）を公表するものとする。

（無効となる宣誓）

第11条 宣誓は、第1号に該当する場合にあっては初めから無効であったものとし、第2号又は第3号に該当する場合にあっては当該各号の規定に該当する事由が生じた時から将来に向かつてその効力を失うものとする。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて宣誓をしたことが判明したとき
  - (2) 宣誓をした者が第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき
  - (3) 宣誓をした者が第4条第3項の規定に反して、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出しないとき
- 2 市長は、前項第1号及び第2号の規定により効力を失うものとされた宣誓に係る受領証等の交付番号を公表するものとする。

（代筆による書面の提出）

第12条 市長は、この要綱の規定において宣誓者、受領者又は宣誓者若しくは受領者の子が自ら記入した書面を提出することにより行うことが規定されている又は想定される宣誓、申請及び届出について、これらの者が当該書面に自ら記入することができないと認めるときは、これを代筆させることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月10日から実施する。

附 則（令和7年11月25日改正）

この改正は、令和7年12月1日から実施する。